

農業委員会会報

磐田市農業委員会



家族経営協定を締結し 頑張っています

令和3年4月に家族経営協定を締結した伊藤さんご家族です。(岩田地区)

約150品種のトルコキキョウを栽培しています。

一敏さんの就農をきっかけに家族経営協定を締結し、規模拡大に取り組んでいます。

写真 一彦さん、重代さん、一敏さん、千春さん



認定農業者・認定新規就農者について

市の農業に関する基本構想では、経営戦略に基づき農業経営を展開する「ビジネス経営体」を育成することを目標にしており、農業経営改善計画の作成はこの第一歩です。認定農業者は、この計画を作成し、農業経営の改善を計画的に進めようとする者のことです。(本市には現在約200人の認定農業者がいます。)

具体的には、次のような項目について目標設定した5カ年計画を作成します。

- 所得目標(800万円)
- 生産量・経営面積の目標
- 生産方法等の改善目標

農業者は計画の認定を受けることで、下記の各種補助金や長期低利融資であるスーパー・レ・資金等の利用が可能となります。

一方、新規就農をした者には、認定新規就農者の制度があります。こちらは、経営開始後5年間の計画(青年等就農計画)で、年間所得300万円を目指します。

認定を受けた新規就農者は、下記の各種補助金のほか、青年等就農資金(無利子融資)や農業次世代人材投資資金(国の給付金)といった支援を利用できるようになります。

これから農業は、マーケットの変化に対応できることになります。一度経営を見直し、計画を作成してみませんか。

認定農業者ってなに?

家族経営協定

家族経営協定は、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族で話し合い、確認し、対等な関係として共同経営を行うためのものです。

協定の内容や時期に決まりはありませんが、家事や育児も経営の重要な役割とすることも特徴です。経営を見直すためにも、ぜひ一度ご検討ください。

協定締結の時期(例)

- ・結婚する時期
- ・後継者が就農する時期
- ・経営移譲をする時期
- ・夫婦で就農する時期

協定の内容(例)

- ・生活に関すること
- ・役割分担
- ・労働報酬
- ・経営方針

申請が可能になります。
認定農業者の共同を締結することで、申請が可能になります。



農業者年金

家族経営協定で
もっとお得!

農業者年金は国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。

◎農業者年金は、農業者の方ならば広く加入することができます

加入要件 **・国民年金の第1号被保険者** **・60歳未満** **・年間60日以上農業に従事**

※R4.5月から加入可能年齢が65歳未満まで引き上げられます(60歳以降も国民年金に加入できる方が対象)

経営者だけではなく、その配偶者や後継者などの家族、農業従事者やパートタイマー、兼業農家、農地の権利名義を持たない施設園芸や畜産農業者も加入できます。

◎政策支援加入は若いうちに加入するほど有利です

農業者年金では、若い時期から手として頑張る農業者に対して、国が保険料の一部を補助するなど手厚い支援を行っています。

◎「終身年金」で女性農業者に大きなメリットがあります

女性農業者が経営者または経営方針の決定に関わっている割合は約5割を占めており、農業の発展にはなくてはならない存在です。

・夫婦で加入することも、配偶者のみで加入することも可能です
・家族経営協定を締結している配偶者は保険料の国庫補助を受けることができます

◎保険料の全額が社会保険料控除されるなど税制面の優遇措置があります

農業経営改善計画のインターネット申請が始まりました。

認定農業者になるための計画である「農業経営改善計画」のインターネット申請を令和4年1月4日(火)から開始しました。

認定農業者になりたい方、更新の時期が来ている方は、ぜひご活用ください。

⇒農林水産省共通申請サービス「eMAFF」をご確認ください。

※事前に行政サービス利用のための認証システム「gBizID」の取得が必要です。



補助制度紹介

荒廃農地再生・ 集積促進事業費補助金

荒廃農地を再生・利用する取り組みやこれに附帯する施設等の整備を行う、意欲的な農業者の経営発展を支援します。

対象者:認定農業者・認定新規就農者等

事業費:200万円未満

補助率:再生作業 県1/2、市1/2

農業用排水整備 県1/2、市1/2

施設等補完整備 県1/4、市1/4

未来の 農業者育成事業費補助金

農業体験及び地場産品を使用した料理教室を通じて、市内の農業に対する理解を深め、将来農業を職業として選択する子ども等を育成するため、農業体験等を実施する者に補助を行います。

対象者:農業者、食育団体、消費者団体

※認定農業者以外も利用可能です

補助率:1事業につき年間10万円を上限(年1回)

認定農業者等 ステップアップ事業費補助金

意欲のある経営体を育成することにより活力ある産地形成を図るために、地域の担い手である認定農業者等の積極的な取り組みに対し補助を行います。

対象者:認定農業者・認定新規就農者

補助率:年間5万円を上限

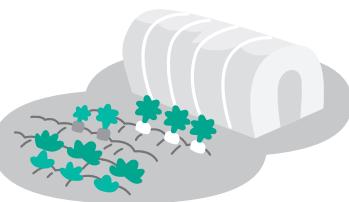
ステップアップ事業費補助金を「販路開拓・新商品開発」のために活用しました。
委託香のする緑茶を製造してほしいと提案があり、製造時間40%削減、通常コスト50%削減を目標に、機械を購入し試験製造を行いました。簡単に申請できますので、ぜひチャレンジしてみてください。

左口欣也さん▶



※事前要望が必要な補助金もございますので、まずは市農林水産課へご相談ください。

農地の貸借制度



農地の貸借(利用権設定)一覧

土地所有者と耕作者の安心・安全な貸借契約を行うため、農地の賃貸借または使用貸借（無償の貸借）には農地法等の許可が必要となります。

あります。

● 農地法第3条

農地中間管理事業への 契約切り替えについて

農地利用集積円滑化事業（JA転貸）から農地中間管理事業への一本化が進み、静岡県農業振興公社・JA遠州中央・市は、満期を迎える契約から地区ごとに契約会を開き、契約の切り替えを進めています。契約の切り替えには、地権者の方々のご理解とご協力が必要です。引き続きご協力をお願いします。

農地の貸借には、登記簿に記された所有者の同意が必要となります。相続未登記の場合は農地の相続手続きを行ってください。

昨年度及び今年度上半期の磐田市の農地中間管理事業による農地貸付実績が県内1位となりました。ご協力ありがとうございました。

小規模農地の貸出をスタートします!

「農業を始めたい」「自分のつくった野菜を売ってみたい」など、生産した農作物の販売を目指す方が、次の要件を満たせば、農地を借りて耕作ができるようになります。



対象農地 1a以上10a未満(100m²以上1,000m²未満)で既存の耕作者が耕作する農地や営農の妨げにならない農地
※農地のあっせんはいたしません。

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 次のいずれかに該当する方 ア 市民農園、家庭菜園等により農作業の経験がある方 イ 栽培に関する実地研修を受けたことがある方（短期研修可） ウ 農業に関する各種学校等の在籍実績がある方 |
| 期間 | 3年間（1年に1回利用状況の報告あり） ※令和4年7月始期利用権設定分より受付を行います。 （令和4年4月受付開始） |

令和3年 磐田市賃借料情報について

金和3年に締結（許可・公告）された貸借による賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりです

| 作目 | 平均額 | 最低額 | 最高額 | 貸借データ数 | 使用貸借を含む状況 | |
|------|---------|--------|---------|--------|-----------|------------|
| | | | | | 使用貸借データ数 | 使用貸借を含む平均額 |
| 水 稲 | 9,100円 | 3,300円 | 15,000円 | 1,191筆 | 87筆 | 8,600円 |
| 野 菜 | 4,700円 | 1,200円 | 12,000円 | 227筆 | 291筆 | 2,000円 |
| 茶 | 5,900円 | 1,000円 | 15,000円 | 67筆 | 103筆 | 2,300円 |
| 果 樹 | 12,100円 | 1,200円 | 21,000円 | 11筆 | 12筆 | 5,800円 |
| 花 木 | 4,300円 | 2,500円 | 11,000円 | 22筆 | - 筆 | - 円 |
| 飼料作物 | 5,000円 | 4,000円 | 10,000円 | 194筆 | - 筆 | - 円 |

※物納、施設栽培(ハウス、温室)による貸借分は、集計から除外しています。※金額は、100円未満を四捨五入しています。

農地の集積・集約の取り組みについて

域が抱える課題を解決するための話し合いに基づき、その成果をまとめたものです。協議会では、貸付意向のある農地を、話し合いのもと担当手へ集積し、農地の交換等も行います。そのため、農地中間管理事業の活用を推進しています。

所有している農地を誰かに耕作してほしい場合、農協や農業委員会等にご相談ください。

※貸付意向のある農地のすべてに相手が見つかることを約束するものではありません。

本市では、農地の集積・集約を進めるため、人・農地プランに基づき、土地所有者、耕作者等で協議会を設立し、話し合いを行っています。

市内の人・農地プランに位置付けられている協議会一覧

| | |
|---------------|--|
| 磐田北部地区 | 磐田市向笠地区農用地利用改善組合 岩田地区畑地集積担い手会議、岩田地区水稻担い手会議 |
| 磐田西南地区 | 磐田西南地区農用地利用調整協議会（水稻担い手部会・畑作担い手部会） |
| 磐田東部地区 | 磐田東部地区農地利用調整協議会 |
| 豊田地区 | 東池田地区農地有効活用推進協議会 |
| 竜洋地区 | 竜洋東地区農用地利用振興会 駒場蟹新田地区農業振興会 西平松本田地区畑有効活用協議会 |



安田博俊さん

協議会のない地域の農地中間管理事業の受付について

磐田市では、JA遠州中央と連携し、認定農業者及び認定新規就農者の方を対象に、農地の集積・集約を推進するため、年2回農地中間管理事業による契約の受付を行います。契約を行う農地は、農地の集積・集約の対象となりますので、耕作者変更の可能性があります。

〈対象者〉 認定農業者・認定新規就農者

〈手続き〉 農地の耕作者または所有者が申請者となり、農協(各支店)または農林水産課へ希望農地の申請をします。受付時に農地及び耕作者が適正であるかの確認を行い、契約書類の作成を行います。農協から申請者へ契約書類をお渡ししますので、申請者は書類へ必要事項を記入し、期限までに農協へご提出ください。

※受付は、令和4年9月契約開始(3月末の申出締切)からの運用となります。

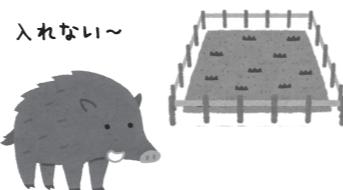
お 知 ら せ

野生鳥獣の農作物被害にご注意ください

○電気柵を適切に活用しましょう

野生鳥獣による農作物被害の対策として、電気柵で田畠を囲うことには有効です。正しい設置と定期的な管理で対策効果を保ちましょう。

市では、電気柵や防護網などの購入費用に対し、助成を行っています。



○磐田市野生鳥獣被害防止対策事業費補助金

対象者:認定農業者または自己の農地若しくは森林を所有するもの

補助率:対象経費の1/2以内
(上限:個人10万円、認定農業者:15万円)

○有害鳥獣の捕獲には許可が必要です。

田畠を荒らす有害な野生鳥獣とは言え、むやみに捕獲はできません。

捕獲には条件があり、市や県の許可が必要です。詳しくは、農林水産課へお問合せください。

舗装道路を汚さないでください!

舗装道路が泥などで汚れると、スリップ事故等の原因、また近隣にお住いの方の迷惑になります。トラクター等が農地から道路に侵入する際は、車両のタイヤについた泥を落としてから進入してください。道路が汚れてしまった場合は、速やかに清掃するようお願いします。



「野焼き」に注意しましょう!

野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

農業を営むためにやむを得ないものとして行う野焼きも生活環境への配慮が必要です。悪臭や煙等で近隣住民の方から相談があった場合は、磐田市迷惑防止条例において指導の対象となる場合があります。



刈った草の管理をお願いします

農地の草を刈った後に、風で用水等に流れてしまうケースがあります。用水がつまりてしまう原因となりますので、刈った草が飛ばないようご注意ください。

冬もジャンボタニシ対策を

ジャンボタニシが発生している地域では、冬期の耕うんや水路の泥上げなどの被害防止対策を組み合わせ、地域ぐるみで被害ゼロを目指して取り組みましょう。

（以下略）

農業委員にご相談ください



農地利用最適化のために

農地所有者から耕作できなくなつた農地の利用方法の相談を受けたり、担い手から規模拡大するためには必要な農地の相談を受け付けています。真摯に相談を受け、解決のため農業委員、推進委員、事務局が一丸となって解決に取り組んでいます。農地所有者と担い手のマッチングがうまくまとまることで、担い手への農地集積が進み、耕作放棄地の解消、発生防止につながっています。

農業委員会の農業委員は19人、農地利用最適化推進委員は50人、合計69人で構成されています。各地区に担当委員がございますので、お近くの委員にご相談ください。

| 地区名 | 農業委員 |
|--------------------------|--------------------------------|
| 磐田北部地区 (大藤・向笠・岩田・見付) | 稻垣明久 松野恒男 河島直明 |
| 磐田東部地区 (西貝・南御厨・御厨・田原) | 石野計美 田中昌孝 |
| 磐田西南地区 (長野・天竜・於保・中泉) | 榎原 茂 新村 隆 安田博俊 岸間千乃 竹森公彦 |
| 福田地区 | 赤塚高石 伊藤眞人 |
| 竜洋地区 | 鈴木康司 平井俊治 |
| 豊田地区 | 鈴木浩孝 粟倉高利 |
| 豊岡地区 | 鈴木敏一 白澤禎一 大箸千賀子 |

○磐田市農業委員会会長代理
赤塚
高石
(福田地区)
大箸 千賀子 (豊岡地区)

叙勲を授与されました!

農業委員会の委員を8期(24年)、そのうち会長を5期務めた故鈴木五芳さんが、叙勲を授与されました。

長年、磐田市の農業委員会業務にご尽力いただき、周囲からの信頼も厚く、農業の発展に貢献いただきました。厚く御礼申し上げます。

ご家族からは、「地域の農業の発展のためにどのようにしたら良いのかを考え一番良いと思うことをやる、自分の損得で動くことはない人だった。このような賞をいただけて光栄です。」と、お言葉をいただきました。



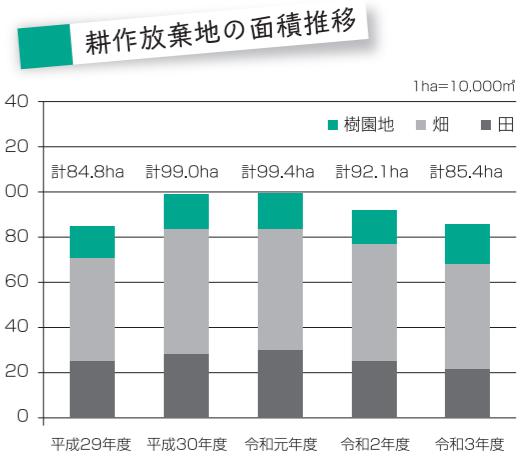
令和3年度 農地利用状況調査結果について

農業委員会では、市内の農地がどのように利用されているのか、毎年1回調査を行っています。今年度も7月~11月にかけて、農地の利用状況を確認しました。

耕作されていない農地の管理をお願いします

毎年梅雨明けから秋口にかけて、耕作されていない農地の雑草が繁茂し、隣接する農地の農作物の生育や住宅地の環境に悪影響を及ぼしています。

農地を所有している方は、農地に雑草が繁茂しないよう適正な管理をお願いします。



今年度の海老芋研修生も 頑張っています！

海老芋は磐田市が生産量日本一を誇る、市を代表する特産品です。

今年度も2名の研修生が今年4月の独立就農を目指し奮闘しています。

海老芋の生産にご興味のある方がいらっしゃいましたら市までご連絡ください。

海老芋承継事業って？

令和2年度より、市とJA遠州中央、海老芋生産者が連携して、海老芋産地の維持・拡大を目的とした磐田市特産品（海老芋）承継事業をスタートしました。

海老芋の栽培には特別な技術が必要で、素人が容易に参入できるものではありません。この事業では、栽培技術をしっかりと身につけるため、1年間、熟練した現役生産者の下で学び、将来に繋げるものとなっています。



㊂ 井伊正樹 ㊂ 増宮 雄一

研修内容

- ① 生産技術に関する研修
- ② 農業機械・機器の取り扱い・整備に関する研修
- ③ 販売や流通・マーケティング等に関する研修
- ④ 経営管理に関する研修



新しい担い手を地域全体で育てていきましょう。

その他にも、新しく農業を始める方・農業に興味のある方は、
新規就農についてのご相談を受け付けています。ぜひお気軽にご相談ください。

農林水産課 農林水産振興G 0538-37-4813



今年度、農業委員会事務局2年目となり、地域協議会の話し合いに参加したり、農地の契約会をしたり、本当に多くの人と関わせてもらっています。ひとつひとつ農地にそれぞれの所有者がいるため、一体の農地でも想定通りに進まない難しさを感じていますが、所有者や耕作者の方にご協力いただきながら農地の集積に少しでもつながればと努めています。

今年度は私も野菜を育てる経験をしたため、作物をつくる楽しさや難しさを感じました。これからも耕作者の方とたくさんお話をさせていただきながら、様々なことを学びたいと思います。（彩）

全国農業新聞

農家の経営と
暮らしに役立つ
情報を届け
します。

発行日／毎週金曜日
購読料／1か月700円 口座振替払い
お申し込み／農業委員会事務局